

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
許 認 可 等 名	専用水道の確認	
根 拠 法 令	水道法	
根 拠 条 項	第32条	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
審 査 基 準	基 準	専用水道の布設工事の設計が水道法第5条の施設基準に適合するものであること。
	参 考 事 項	水道法第5条・水道施設の技術的基準を定める省令 (別紙のとおり)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和3年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 30 日 (休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和3年4月1日最終変更)